

## 東浦町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、一部負担金（法令の規定による医療費の支給を受けることができる場合は、当該支給の対象となる医療の一部負担金は除く。）の減額及び免除並びに徴収猶予（以下「減免等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (2) 重大な損害 被害を受けた資産の損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその資産の50%以上である場合をいう。
- (3) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入相当額をいう。
- (4) 世帯構成員 減免等を受けようとする者の世帯に属する全ての者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による個人の住民票が当該世帯に編成されていない同一敷地内に居住し、生計を同一にする者を含む。）及び当該世帯に生計費の一部を仕送り等によって援助している者をいう。
- (5) 平均月収額 減免等の申請をした日の属する月の前3カ月における世帯構成員の実収入月額を3で除した額をいう。
- (6) 基準生活費 生活保護法に定める生活保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち生活、教育及び住宅の扶助の基準額相当額を合算した額をいう。

(減免等の要件)

第3条 町長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又は世帯の生計を主として維持する被保険者が次の各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるときは、当該世帯の一部負担金を減額又は免除することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害（以下「災害」という。）により死亡若しくは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合又は資産に重大な損害を受けた場合
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が減少した場合
- (3) 事業の休廃止又は失業等により収入が著しく減少した場合
- (4) 前各号に掲げる事由のほか、これに類する事由があった場合

2 町長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又は世帯の生計を主として維持する被保険者が前項各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の生活が困難

となった場合において、必要があると認めるときは、当該世帯の一部負担金の徴収を猶予することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、減免等をしなないものとする。

(1) 当該世帯主が国民健康保険税を滞納している場合（納付誓約書を提出し、かつ、その誓約を履行している場合を除く。）

(2) 世帯構成員のうち、労働能力を有する者で就労していないものがある場合又は利用しうる資産をすべて活用していない場合。ただし就労又は活用していないことにやむを得ないと認められる事情があるときは、この限りでない。

(3) 世帯構成員が、減免等を判定するための調査に非協力的であり、事実の確認が困難である場合

(4) 減免等の期間を過ぎてもなお一部負担金の支払いが困難で、かつ、自立の可能性がないと認められる場合

(5) 過去に同一の事由（第1項に規定する要件が同じ場合でかつ災害等の発生日、死亡日、障害者となった日又は失業等の日のいずれかが過去の申請と同じ場合に限る。）で減免等を受けている場合（第6条第2項に規定する申請書を提出する場合を除く。）

(6) 療養の給付が、第三者の行為に起因する場合  
(減免等の基準)

第4条 一部負担金の減免等の基準は、次のとおりとする。

(1) 平均月収額が基準生活費の110%以下の場合 一部負担金の100%

(2) 平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合 一部負担金の50%

(3) 平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合 一部負担金の徴収猶予  
(減免等の期間)

第5条 減額及び免除の期間（以下「減免期間」という。）並びに徴収猶予の対象とする療養の給付の期間（以下「療養期間」という。）は、町長が減免等の開始日とした日から起算して2月を経過した日の属する月の末日とする。

2 前項の場合において、減免期間及び療養期間は、第7条に規定する申請期限を越えないものとする。

3 徴収猶予の期間は、療養の給付を受けた日の属する月ごとに、その月から起算して6月とする。  
(減免等の手続)

第6条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主は、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の添付書類を添えて速やかに町長に提出するものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当することを証する書類

- (2) 平均月収額を証する書類
  - (3) その他町長が必要と認める書類
  - 2 次項に規定する証明書の交付を受けた世帯主が、減免期間又は療養期間内において、次のいずれかに該当する場合には、申請書を町長に提出するものとする。  
この場合において、前項の添付書類は、省略することができるものとする。
    - (1) 申請書に記載された被保険者以外の被保険者が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で療養の給付を受けようとする場合
    - (2) 申請書に記載された被保険者が、申請書に記載された保険医療機関等以外の保険医療機関等で療養の給付を受けようとする場合
  - 3 町長は、申請書を受理した場合は、速やかに審査し、減免等を認定するときは国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を世帯主に交付し、減免を認定しないときは国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予非該当決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。
  - 4 前項の場合において、証明書を交付したときは、当該保険医療機関等に国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予決定通知書（様式第4号）を送付するものとする。
  - 5 証明書の交付を受けた世帯主は、証明書を保険医療機関等に提示しなければならない。  
（申請書の提出期限）
- 第7条 申請書の提出期限は、第3条に規定する生活が著しく困窮又は生活が困窮する原因が発生した日の属する月から起算して12月とする。  
（一部負担金の支払い）
- 第8条 第6条第4項に規定する決定通知書の送付を受けた保険医療機関等が、証明書の交付を受けた世帯主に対して一部負担金の徴収を行わなかったときは、町長は、愛知県国民健康保険連合会を経由して当該金額を支払うものとする。  
（一部負担金の請求）
- 第9条 町長は、一部負担金の徴収猶予を受けた世帯主に対して療養の給付を受けた日の属する月ごとに徴収の猶予を受けた一部負担金の請求書（様式第5号）を送付するものとする。
- 2 前項の請求書は、第5条第3項に規定する徴収猶予の期間を納付期限とする。  
（一部負担金の減免等の取消し）
- 第10条 町長は、証明書の交付を受けた世帯主に、減免等の申請に際し、偽りその他不当の行為があったときは、その減免等を取り消し、その取消しまでの間に減免等により支払いを免かれた額を徴収するものとする。
- 2 町長は、証明書の交付を受けた世帯主にその資力その他の事情が変化したため、減免等を行う必要がなくなったときは、ただちにその減免等を取り消すものとする。
  - 3 町長は、前2項の規定により減免等の取消しをしたときは、その取消しを、当

該証明書の交付を受けた世帯主及び当該保険医療機関等に、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予取消通知書（様式第6号）によって通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東浦町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の規定に基づいて作成されている申請書は、当分の間、この要綱による改正後の東浦町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の規定にかかわらず、使用することができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書	
東浦町長	年 月 日
世帯主	住 所
	氏 名
	電話番号
東浦町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する取扱要綱の規定により、次のとおり申請します。	
被保険者記号・番号	
療養の給付を受ける被保険者	氏 名
	個人番号
	生年月日
傷病等の原因及び経過	年 月 日
発病又は負傷した日	年 月 日
治療見込期間	発病又は負傷した日から 日
療養を受ける 保険医療機関等	所 在 地 名 称 電話番号
申 請 事 由	(1) 災害により死亡若しくは地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者となった又は災害により資産に重大な損害を受けたため、生活が（著しく）困難になった。 (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したため、生活が（著しく）困難になった。 (3) 事業又は業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したため、生活が（著しく）困難になった。 (4) 上記以外 ( )
災害等の発生日	年 月 日

生活状況申告書

年 月 日

東 浦 町 長

住所

氏名

次のとおり申告します。

		月	月	月
収入額	給与			
	手当			
	賞与			
	小計			
控除額	所得税			
	町民税			
	健康保険料(税)			
	年金保険料			
	雇用保険料			
	小計			
所得額				
預貯金の額				
住居		持家 ・ 借家		
所得額の計				
平均月収額				

働けない理由等

様式第2号（第6条関係）

国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書				
(世帯主) 様			第	号
			年	月 日
東浦町長				
年 月 日で申請のありました一部負担金の減免等について、次のとおり証明します。				
被保険者記号・番号				
療養の給付を受ける被保険者	氏名			
	生年月日	年 月 日	世帯主との続柄	
傷病等の原因及び経過				
療養を受ける保険医療機関等	所在地			
	名称	電話番号		
決定事項	措置の種類			
	措置の期間と対象とする一部負担金	年 月 日から 年 月 日までの 療養の給付にかかる一部負担金		
備考				

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審査会（愛知県 課内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

様式第3号（第6条関係）

国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予非該当決定通知書		
(世帯主) 様	第 年	月 日
東浦町長		
年 月 日で申請のありました一部負担金の減免等については認められません。		
被保険者記号・番号		
療養の給付を受ける被保険者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
申請事由		
災害等の発生日	年 月 日	
非該当の理由		
備 考		

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審査会（愛知県 課内）に対して審査請求をすることができます。  
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。



様式第4号（第6条関係）

国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予決定通知書				
(保険医療機関等) 様			第	号
			年	日
			月	
東浦町長				
次のとおり決定しましたので通知します。				
被保険者記号・番号				
療養の給付を受ける被保険者	氏名			
	生年月日	年	月	日
		世帯主との続柄		
傷病等の原因及び経過				
決定事項	措置の種類			
	措置の期間と対象とする一部負担金	年 月 日から 年 月 日までの 療養の給付にかかる一部負担金		
備考				

様式第5号（第9条関係）

請 求 書	
(世帯主) 様	第 年 月 号 日
東浦町長	
次のとおり徴収猶予を行った一部負担金を請求します。	
請求金額	円
療養の給付を受けた被保険者	
療養を受けた 保険医療機関等	所在地 名称 電話番号
徴収猶予を受けた期間	年 月分
備 考	

様式第6号（その1）（第10条関係）

国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予取消通知書		
(世帯主) 様		第 年 月 日
		東浦町長
年 月 日 号により決定しました国民健康保険一部負担金の減免等を次のとおり取り消します。		
被保険者記号・番号		
療養の給付を受ける被保険者	氏名	
	生年月日	年 月 日
取消理由		
取消事項	措置の種類	
	措置の期間	年 月 日から 年 月 日までの 療養の給付にかかる一部負担金
備考		

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審査会（愛知県 課内）に対して審査請求をすることができます。  
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

様式第6号（その2）（第10条関係）

国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予取消通知書		
(保険医療機関等) 様		第 年 月 日
		東浦町長
<p>次のとおり国民健康保険一部負担金の減免等を取り消しましたので通知します。                      なお、本通知書取消年月日以後は、法第42条第1項に規定する一部負担金の額を徴収してください。</p>		
被保険者記号・番号		
療養の給付を受ける被保険者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
取消理由		
取消年月日	年 月 日	
取消事項	措置の種類	
	措置の期間	年 月 日から 年 月 日までの 療養の給付にかかる一部負担金
備考		

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審査会（愛知県 課内）に対して審査請求をすることができます。  
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。